ロ　当該申請しようとする者が当該高齢者居宅生活支援施設の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

六　認定を申請しようとする者が当該認定に係る高齢者居宅生活支援施設の賃借権又は使用貸借による権利を有する場合にあっては、次に掲げる書類

イ　当該申請しようとする者が当該権利を有する者であることを証する書類

ロ　当該高齢者居宅生活支援施設を有する者が当該高齢者居宅生活支援施設の敷地である土地の区域内の土地又はその土地について建物の所有を目的とする地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する者であることを証する書類

ハ　当該申請しようとする者が法第三十条第三項に規定する高齢者居宅生活支援施設の整備（当該認定に係る高齢者居宅生活支援施設の改良（用途の変更を伴うものを含む。）によるものに限る。）及び管理を行うことについて当該高齢者居宅生活支援施設を有する者が承諾したことを証する書類

七　認定を申請しようとする高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行おうとする者（以下この号において「申請者」という。）が賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者と異なる場合にあっては、次に掲げる書類

イ　申請者が法人である場合においては、登記事項証明書、定款並びに直前三年の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書

ロ　申請者が個人である場合においては、資産に関する調書

第十二条第二号中「に従って」を「（供給計画が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内の賃貸住宅に関するものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切に」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者の氏名又は名称及び住所

第十二条の次に次の一条を加える。

（法第三十条第三項第八号の国土交通省令で定める事項）

第十二条の二　法第三十条第三項第八号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者と高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行おうとする者が異なる場合にあっては、当該高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行おうとする者の氏名又は名称及び住所

二　高齢者居宅生活支援事業の内容

三　高齢者居宅生活支援施設の種類

四　高齢者居宅生活支援施設の整備の実施時期

五　基本方針（供給計画が高齢者居住安定確保計画が定められている都道府県の区域内の賃貸住宅に関するものである場合にあっては、基本方針及び高齢者居住安定確保計画）に照らして適切に

高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行う旨

第十四条第一号中「（共同住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。以下同じ。）」を削り、「居間、食堂、台所その他の住宅の部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合（以下「共同利用の場合」という。）」を「共同利用の場合」に改め、同条第三号中「台所、水洗便所、収納設備、洗面設備及び浴室（以下「台所等」という。）」を「台所等」に、「共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合（以下「同等以上の居住環境が確保される場合」という。）」を「同等以上の居住環境が確保される場合」に改める。

第十四条の二の見出し中「加齢対応構造等」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改め、同条中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「加齢対応構造等」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改める。

第十八条第三項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　法第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された供給計画に基づき整備が行われる高齢者向け優良賃貸住宅にあっては、その旨及び次に掲げる事項

イ　高齢者居宅生活支援事業の内容

ロ　高齢者居宅生活支援サービスを提供する者の氏名又は名称及び住所

ハ　高齢者居宅生活支援サービスの利用料

ニ　高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備（加齢対応構造等であるものを含む。）

第二十一条の見出し中「賃貸借」を削り、同条中「賃貸借契約」の下に「（賃貸条件型サービスを提供する契約を締結する場合にあっては、賃貸借契約及び賃貸条件型サービスの提供に関する契約）」を加える。

第二十三条中「賃貸住宅を賃貸する者（以下「賃貸人」という。）」を「賃貸人」に、「及び家賃」を「、家賃」に改め、「敷金を受領すること」の下に「及び賃貸条件型サービスを提供する者に提供すべき高齢者居宅生活支援サービスの対価として金銭を受領させること」を加える。

第二十六条の次に次の三条を加える。

（法第三十一条第十一号イの国土交通省令で定める基準）

第二十六条の二　法第三十一条第十一号イの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　高齢者向け優良賃貸住宅と高齢者居宅生活支援施設との間の経路及びその経路上の高齢者居宅生活支援施設の出入口に段差がないこと。

二　高齢者居宅生活支援施設の規模並びに構造及び設備が、高齢者居宅生活支援サービスを提供する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

（法第三十一条第十一号ニの国土交通省令で定める基準）

第二十六条の三　法第三十一条第十一号ニの国土交通省令で定める基準は、高齢者居宅生活支援施設の管理を行うために必要な資力及び信用並びにこれを的確に行うために必要な能力を有する者で都道府県知事が定める基準に該当するものであることとする。

（法第三十一条第十一号ホの国土交通省令で定める基準）

第二十六条の四　法第三十一条第十一号ホの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　高齢者居宅生活支援施設の修繕が計画的に行われるものであること。

二　賃貸住宅の整備及び管理を行おうとする者と高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行おうとする者が異なる場合にあっては、高齢者居宅生活支援施設の整備及び管理を行う者が当該高齢者居宅生活支援施設を賃貸しないこと。

第二十七条第二号中「賃貸住宅」の下に「又は高齢者居宅生活支援施設」を加える。

第三十条（見出しを含む。）中「第一条第一号」を「第二条第一号」に改める。

第三十一条の見出し中「第一条第二号」を「第二条第二号」に改め、同条中「第一条第二号」を「第二条第二号」に改め、同条第九号中「高齢者に係る生活支援施設」を「高齢者居宅生活支援施設」に改める。

第三十二条第一項第一号から第三号までの規定及び第三十三条第一項中「住宅等」を「住宅その他の建物」に改める。

第三十四条（見出しを含む。）中「第二条」を「第三条」に改める。

第三十六条の見出し中「加齢対応構造等」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改め、同条中「既存の住宅等」を「既存の住宅その他の建物」に、「加齢対応構造等」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改める。

第四十八条の見出し中「加齢対応構造等」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改め、同条中「住宅等」を「住宅その他の建物」に、「加齢対応構造等」を「加齢対応構造等である構造及び設備」に改める。